

学校給食摂取基準策定に関する
調査研究協力者会議設置要項

令和2年4月24日
初等中等教育局長決定

1. 趣 旨

学校給食は、バランスのとれた栄養豊かな食事を提供すること等により、成長期にある児童生徒の健康の保持増進及び体位の向上に大きく寄与しているところである。

現在、学校給食の献立作成の基準となっている学校給食摂取基準は、平成30年に改正されたものであるが、令和2年1月21日厚生労働省告示「日本人の食事摂取基準（2020年版）」や児童生徒の食生活の状況等を踏まえ、新たな学校給食摂取基準を策定するために、有識者による「学校給食摂取基準策定に関する調査研究協力者会議」を設置する。

2. 調査研究事項

- (1) 学校給食摂取基準について
- (2) その他

3. 実施の方法

実施に当たっては、有識者により構成される別紙の調査研究協力者により調査研究を行う。なお必要に応じて調査研究協力者を追加し、または調査研究協力者以外の協力を得ることができる。

4. 実施期間

令和2年4月24日(金)～令和3年3月31日(水)

5. その他

この調査研究に関する庶務は、初等中等教育局健康教育・食育課において処理する。

(別添)

学校給食摂取基準策定に関する調査研究協力者

氏 名	職 名
朝倉 敬子	東邦大学医学部 准教授
上西 一弘	女子栄養大学栄養学部 教授
木戸 康博	甲南女子大学医療栄養学部 教授
久保田 由美子	静岡県島田市立大津小学校 栄養教諭
柴田 克己	甲南女子大学看護リハビリテーション学部 教授
長島 美保子	公益社団法人全国学校栄養士協議会 会長
中村 丁次	神奈川県立保健福祉大学 学長